

現行計画	見直し案	備考
<p><b>VI 施策の大綱</b></p> <p><b>主要課題1 男女の人権の尊重</b></p> <p><b>重点目標(1) 女性に対する暴力の根絶</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力が大きな社会問題となっています。</li> <li>被害が潜在化しやすく、その深刻さが社会的に十分に理解されていません。</li> <li>配偶者暴力防止法が平成13年に制定され、その後、実効性を確保するための改正がなされています。平成26年1月の改正では、生活の根拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者についても適用対象となりました。</li> <li>平成26年3月には愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例が施行され、県民総ぐるみで一層効果的な対策を講じていくこととしています。</li> </ul> <p>○女性に対する暴力をなくす方策(複数回答) 【表】</p> <p>○夫婦間の暴力経験の有無 【表】</p> <p>○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 【図】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる暴力(身体的、性的、心理的暴力等)の根絶に向け、異なる人格を認め合い、お互いの人権が尊重されるような教育、学習の徹底が必要です。</li> <li>女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、関係機関等との連携強化、相談や保護等の体制や被害者の自立支援に向けた体制の充実に努める必要があります。</li> <li>被害者が安心して相談機関等に相談できるような環境の整備が必要です。</li> <li>ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会的認識を徹底する必要があります。</li> </ul>	<p><b>VI 施策の大綱</b></p> <p><b>主要課題1 男女の人権の尊重</b></p> <p><b>重点目標(1) 女性に対する暴力の根絶</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力が大きな社会問題となっています。</li> <li>被害が潜在化しやすく、その深刻さが社会的に十分に理解されていません。</li> <li><u>平成13年に制定された配偶者暴力防止法は、実効性を確保するための改正がなされています。令和元年6月の改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されることとなりました。</u></li> <li>愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例に基づき、県民総ぐるみで効果的な対策を進めています。</li> <li><u>性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復、被害の潜在化防止等を目的に、平成30年9月にえひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」を開設し、365日24時間相談を受け付けています。</u></li> <li><u>国では「性犯罪・性暴力の強化の方針」を決定し、令和2年度～4年度の3年間を集中強化期間として実効性ある取組を推進しています。</u></li> <li><u>ICT(情報通信技術)の進化やSNSなど新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しています。</u></li> </ul> <p>○女性に対する暴力をなくす方策(複数回答) 【表】</p> <p>○夫婦間の暴力経験の有無 【表】</p> <p>○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 【図】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる暴力(身体的、性的、心理的暴力等)の根絶に向け、異なる人格を認め合い、お互いの人権が尊重されるような教育、学習の徹底が必要です。</li> <li>女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、関係機関等との連携強化、相談や保護等の体制や被害者の自立支援に向けた体制の充実に努める必要があります。</li> <li>被害者が安心して相談機関等に相談できるような環境の整備が必要です。</li> <li>ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会的認識を徹底する必要があります。</li> </ul>	<p>R元年度改正を反映</p> <p>修正</p> <p>ひめこの開設・運営を記載</p> <p>最新の国の取組を追記</p> <p>第5次計画の記載に沿って追記</p>

現行計画	見直し案	備考
<p><b>施策の方向 ①暴力の発生を防ぐ環境づくり</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、警察本部)</p> <p>ア 暴力に対する認識や危機回避の方法に関する教育研修を若者から高齢者まで幅広い世代に対し計画的に実施</p> <p>イ セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発</p> <p>ウ 学校・職場・地域等における意識啓発を行うため、印刷物による啓発資料の作成、配布及び講座や講演会の開催、並びに研修会に対する講師の派遣、紹介</p> <p>エ 「女性に対する暴力をなくす運動」(※)の趣旨に沿った啓発</p> <p>オ 配偶者等に対する暴力についての実態把握と結果の周知による理解の促進</p> <p>カ 若い世代に対するデートDV(※)防止啓発講座の開催や被害者相談窓口の周知</p> <p><b>施策の方向 ②女性に対する暴力への厳正な対処</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、警察本部)</p> <p>ア 強力で適正な性犯罪捜査の推進、捜査員の研修の強化</p> <p>イ 配偶者暴力防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)等関係諸規定の厳正な運用</p> <p>ウ 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法等の解説パンフレットの作成、配布</p> <p>エ 加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの紹介・普及</p> <p><b>施策の方向 ③被害女性に対する保護等の充実</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、警察本部)</p> <p>ア 被害者等の人権に配慮した保護、支援</p> <p>イ 婦人相談所等における緊急一時保護等の体制の充実</p> <p>ウ 民間のシェルター(※)の設置及び運営に関する支援</p> <p>エ 配偶者からの暴力被害者の自立支援に向けた体制の整備</p> <p>オ 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等各種相談所、警察等における相談等の拡充(時間帯の拡幅、相談員の研修、相談機関の連携強化)</p> <p>カ 被害を届けやすい環境の整備(全警察署への女性警察官の配置、性犯罪捜査係や鑑識係等への女性警察官の登用)</p> <p>キ 性犯罪被害者に対する経済的支援事業の整備(初診料等に対する公費負担)</p> <p>ク 外国語による支援情報の提供</p>	<p>・えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」(※)において、安心して相談できる体制のさらなる充実を図るとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき必要な施策に取り組む必要があります。</p> <p>・配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との連携協力を強化する必要があります。</p> <p><b>施策の方向 ①暴力の発生を防ぐ環境づくり</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、<u>教育委員会</u>、警察本部)</p> <p>ア 暴力に対する認識や危機回避の方法に関する教育研修を若者から高齢者まで幅広い世代に対し計画的に実施</p> <p>イ セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発</p> <p>ウ 学校・職場・地域等における意識啓発を行うため、印刷物による啓発資料の作成、配布及び講座や講演会の開催、並びに研修会に対する講師の派遣、紹介</p> <p>エ 「女性に対する暴力をなくす運動」(※)の趣旨に沿った啓発</p> <p>オ 配偶者等に対する暴力についての実態把握と結果の周知による理解の促進</p> <p>カ 若い世代に対するデートDV(※)防止啓発講座の開催や被害者相談窓口の周知</p> <p><u>キ 小中学校の初任者研修にコンプライアンス講座を追加</u></p> <p><u>ク 「わいせつ行為の未然防止」に関する内容を取り上げた階層別研修の実施</u></p> <p><b>施策の方向 ②女性に対する暴力への厳正な対処</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、警察本部)</p> <p>ア 強力で適正な性犯罪捜査の推進、捜査員の研修の強化</p> <p>イ 配偶者暴力防止法、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)等関係諸規定の厳正な運用</p> <p>ウ 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法等の解説パンフレットの作成、配布</p> <p>エ 加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの紹介・普及</p> <p><b>施策の方向 ③被害女性に対する保護等の充実</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、警察本部)</p> <p>ア 被害者等の人権に配慮した保護、支援</p> <p>イ 婦人相談所等における緊急一時保護等の体制の充実</p> <p>ウ 民間のシェルター(※)の設置及び運営に関する支援</p> <p>エ 配偶者からの暴力被害者の自立支援に向けた体制の整備</p> <p>オ 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等各種相談所、警察等における相談等の拡充(時間帯の拡幅、相談員の研修、相談機関の連携強化)</p> <p><u>カ 外国語による支援情報の提供</u></p>	<p>ひめここに関して追記</p> <p>【教育委員会】を追加</p> <p>追記</p> <p>カ及びキは「施策の方向④」に移動</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>(※)「女性に対する暴力をなくす運動」            国は女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、平成12年度から実施しています。期間は、11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)を最終日とする2週間です。</p> <p>(※)デートDV            DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった間柄で起こる暴力のことで、その中でも恋人間で起こるDVがデートDVといわれています。</p> <p>(※)民間のシェルター            シェルターとは、暴力などから逃れてきた女性のための一時的避難所のことで、居住場所や食事の提供など女性に対する支援を行っています。民間の先駆的自主活動として被害女性への精神的ケアや自立支援など様々な取組が行われています。</p> <p><b>重点目標(2) メディアにおける男女の人権の尊重</b></p> <p>(現状)            ・一部のメディアにおいて、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えるような表現がなされ、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。</p>	<p><b>施策の方向 ④性暴力への対策の推進</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、警察本部)  <u>ア えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における総合的な支援体制の充実</u>  <u>イ 性犯罪被害者に対する経済的支援事業の整備(初診料等に対する公費負担)</u>  <u>ウ 被害を届けやすい環境の整備(全警察署への女性警察官の配置、性犯罪捜査係や鑑識係等への女性警察官の登用)</u></p> <p><b>施策の方向 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応</b></p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、教育委員会、警察本部)  <u>ア インターネットを介した性被害等を防ぐため、青少年のスマートフォンや携帯電話の利用に関して、安全・安心利用の啓発を推進</u>  <u>イ 情報リテラシー学習アプリの開発、運用</u>  <u>ウ 警察ホームページ、SNS等を活用して広報紙を掲載し、啓発を推進</u></p> <p>(※)えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」  <u>えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」は性暴力被害者に対するワンストップ支援センターです。性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復、被害の潜在化防止等を目的に設立され、性暴力被害者に対する専門の相談機能を持ち、警察等への同行支援や支援のコーディネート等適切な支援を行います。</u></p> <p>(※)「女性に対する暴力をなくす運動」            国は女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、平成12年度から実施しています。期間は、11月25日(国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」)を最終日とする2週間です。</p> <p>(※)デートDV            DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった間柄で起こる暴力のことで、その中でも恋人間で起こるDVがデートDVといわれています。</p> <p>(※)民間のシェルター            シェルターとは、暴力などから逃れてきた女性のための一時的避難所のことで、居住場所や食事の提供など女性に対する支援を行っています。民間の先駆的自主活動として被害女性への精神的ケアや自立支援など様々な取組が行われています。</p> <p><b>重点目標(2) メディアにおける男女の人権の尊重</b></p> <p>(現状)            ・一部のメディアにおいて、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えるような表現がなされ、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。</p>	<p>新たに施策の方向を追記</p> <p>新たに施策の方向を追記</p> <p>追記</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>・ インターネット等の普及によりメディアが多様化する中で、メディアによってもたらされる情報の影響は更に拡大するものと見込まれています。</p> <p>○メディアにおける性・暴力表現について（複数回答） 【表】</p> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表現の自由が尊重されると同時に、表現される側の人権や不快な表現に接しない自由も尊重されなければなりません。</li> <li>・ メディアが男女の人権を尊重するとともに、男女の様々な参画の姿が広く伝達され、男女共同参画の意識が浸透することにつながるよう、自主的な取組を促進していく必要があります。</li> </ul> <p><b>施策の方向 ①メディアにおける人権尊重の自主的取組</b></p> <p>（具体的施策）（担当：県民環境部）</p> <p>ア メディア側の担当者に人権尊重をテーマとした研修会等への参加促進</p> <p>イ 情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー※）の向上のための研修、講座等の開催</p> <p>ウ 有害図書類指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動を推進</p> <p><b>施策の方向 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進</b></p> <p>（具体的施策）（担当：企画振興部、県民環境部）</p> <p>ア 県の行う広報における男女共同参画の視点に立った表現の推進</p> <p>イ 市町等公的機関の広報における自主的な取組の促進</p> <p>（※）メディア・リテラシー メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。</p> <p><b>重点目標（3）生涯を通じた女性の健康支援</b></p> <p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性は、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて、健康上の問題に直面しています。</li> </ul> <p>【表】</p>	<p>・ インターネット等の普及によりメディアが多様化する中で、メディアによってもたらされる情報の影響は更に拡大するものと見込まれています。</p> <p>○メディアにおける性・暴力表現について（複数回答） 【表】</p> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表現の自由が尊重されると同時に、表現される側の人権や不快な表現に接しない自由も尊重されなければなりません。</li> <li>・ メディアが男女の人権を尊重するとともに、男女の様々な参画の姿が広く伝達され、男女共同参画の意識が浸透することにつながるよう、自主的な取組を促進していく必要があります。</li> </ul> <p><b>施策の方向 ①メディアにおける人権尊重の自主的取組</b></p> <p>（具体的施策）（担当：企画振興部、県民環境部）</p> <p>ア メディア側の担当者に人権尊重をテーマとした研修会等への参加促進</p> <p>イ 情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー（※））の向上のための研修、講座等の開催</p> <p>ウ 有害図書類指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動を推進</p> <p><b>施策の方向 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進</b></p> <p>（具体的施策）（担当：企画振興部、県民環境部）</p> <p>ア 県の行う広報における男女共同参画の視点に立った表現の推進</p> <p>イ 市町等公的機関の広報における自主的な取組の促進</p> <p>（※）メディア・リテラシー メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。</p> <p><b>重点目標（3）生涯を通じた女性の健康支援</b></p> <p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性は、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて、健康上の問題に直面しています。</li> <li>・ <u>近年は、女性の就業等の増加などライフサイクルの変化により女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。</u></li> <li>・ <u>人生100年時代における生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、スポーツ分野における男女共同参画の推進が求められています。</u></li> </ul> <p>【表】</p>	<p>【企画振興部】を追加</p> <p>修正</p> <p>第5次計画の記載に沿って追記</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくために、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し健康を享受できるようにしていくことが必要です。</li> <li>男女の身体的性差を踏まえた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。</li> </ul> <p>施策の方向 ①生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>(具体的施策) (担当: 県民環境部、保健福祉部、教育委員会)</p> <p>ア 女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれの段階に応じて適切な健康管理を行うことができるよう健康教育、相談体制等を整備、充実</p> <p>イ 性差に応じた的確な医療についての知識の普及</p> <p>ウ 保健所等における思春期の性と健康に関する情報提供の推進</p> <p>エ 更年期障害相談</p> <p>オ 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進</p> <p>カ 地域における日常的なスポーツ活動の推進</p> <p>キ 妊娠・出産期における女性の健康支援</p> <p>ク 不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実等</p> <p>ケ 周産期医療体制の強化</p> <p>コ 学校における児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の推進</p> <p>施策の方向 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進</p> <p>(具体的施策) (担当: 保健福祉部)</p> <p>ア HIV/AIDSに関する正しい知識の普及啓発や検査等の対策の推進</p> <p>イ 感染症に関する正しい知識の普及や検査等の対策の推進</p> <p>ウ 薬物乱用防止対策の推進</p> <p>エ 喫煙及び飲酒対策の推進</p> <p><b>重点目標(4) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等への支援</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性に対する対応や、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることや貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められるようになってきています。</li> <li>高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方な</li> </ul>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくために、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し健康を享受できるようにしていくことが必要です。</li> <li>男女の身体的性差を踏まえた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。</li> <li><b>心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があり、健康課題解決には背景となる社会課題の解決も求められています。</b></li> <li><b>男性に比べ女性の運動・スポーツ習慣者の割合が低く、生涯にわたる女性の健康支援を確保するため、女性のスポーツ参加を促進することが必要です。また、スポーツ指導者においても女性の参画を進める必要があります。</b></li> </ul> <p>施策の方向 ①生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>(具体的施策) (担当: <b>スポーツ・文化部</b>、県民環境部、保健福祉部、教育委員会)</p> <p>ア 女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等それぞれの段階に応じて適切な健康管理を行うことができるよう健康教育、相談体制等を整備、充実</p> <p>イ 性差に応じた的確な医療についての知識の普及</p> <p>ウ 保健所等における思春期の性と健康に関する情報提供の推進</p> <p>エ 更年期障害相談</p> <p>オ 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進</p> <p>カ 地域における日常的なスポーツ活動の推進</p> <p>キ 妊娠・出産期における女性の健康支援</p> <p>ク 不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実等</p> <p>ケ 周産期医療体制の強化</p> <p>コ 学校における児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の推進</p> <p>施策の方向 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進</p> <p>(具体的施策) (担当: 保健福祉部、<b>警察本部</b>)</p> <p>ア HIV/AIDSに関する正しい知識の普及啓発や検査等の対策の推進</p> <p>イ 感染症に関する正しい知識の普及や検査等の対策の推進</p> <p>ウ 薬物乱用防止対策の推進</p> <p>エ 喫煙及び飲酒対策の推進</p> <p><b>重点目標(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</b></p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性に対する対応や、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることや貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められるようになってきています。</li> <li>高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方な</li> </ul>	<p>第5次計画の記載に沿って追記</p> <p>【スポーツ・文化部】を追加</p> <p>【警察本部】を追加</p> <p>重点目標の修正</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>どのライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子どもへの教育支援や、また、次世代を担う子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援する必要があります。</li> <li>高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を進める必要があります。</li> <li>性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める必要があります。</li> </ul> <p><b>施策の方向 ①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援</b></p> <p>(具体的施策) (担当：総務部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局)</p> <p>ア 生活困窮者等への就業等自立支援              イ 母子父子寡婦福祉資金制度の充実や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度の実施              ウ 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施のほか、資格取得のための給付金支給、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施              エ ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員の派遣や相談等支援策の推進              オ ひとり親家庭等への各種支援制度の積極的な周知              カ 経済状況による進学機会の差が生じないような教育費の負担軽減の実施              キ 非正規雇用を巡る問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等              ク 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、関係機関の連携強化と幅広いネットワークによる支援              ケ 複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じた、包括的な支援とその自立を促進するための生活困窮者自立支援法に基づく支援              コ 子ども・若者の自立に向けた力を高める取組</p> <p><b>施策の方向 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり</b></p> <p>(具体的施策) (担当：企画振興部、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)</p> <p>ア シルバー人材センターの機能強化              イ シルバー人材センター事業周知のための普及啓発活動を支援</p>	<p>どのライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向や<b>性自認に関すること</b>、障がいがあること、<b>外国人やルーツが外国人であること、同和問題の当事者であること</b>等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子どもへの教育支援や、また、次世代を担う子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、<b>地域の実情に即した切れ目のない支援を行う</b>必要があります。</li> <li>高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を進める必要があります。</li> <li>性的指向や<b>性自認に関すること</b>、障がいがあること、<b>外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であること</b>等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進める必要があります。</li> </ul> <p><b>施策の方向 ①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援</b></p> <p>(具体的施策) (担当：総務部、保健福祉部、経済労働部、公営企業管理局、<b>教育委員会</b>)</p> <p>ア 生活困窮者等への就業等自立支援              イ 母子父子寡婦福祉資金制度の充実や児童扶養手当制度、医療費公費負担制度の実施              ウ 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施のほか、資格取得のための給付金支給、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施              エ ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員の派遣や相談等支援策の推進              オ ひとり親家庭等への各種支援制度の積極的な周知              カ 経済状況による進学機会の差が生じないような教育費の負担軽減の実施              キ 非正規雇用を巡る問題への対応のため、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等              ク 配偶者等からの暴力の被害者に対する支援において、関係機関の連携強化と幅広いネットワークによる支援              ケ 複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じた、包括的な支援とその自立を促進するための生活困窮者自立支援法に基づく支援              コ 子ども・若者の自立に向けた力を高める取組</p> <p><b>施策の方向 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり</b></p> <p>(具体的施策) (担当：企画振興部、<b>スポーツ・文化部、県民環境部</b>、保健福祉部、経済労働部、土木部、教育委員会)</p> <p>ア シルバー人材センターの機能強化              イ シルバー人材センター事業周知のための普及啓発活動を支援</p>	<p>第5次計画の記載に沿って修正</p> <p>第5次計画の記載に沿って修正</p> <p>第5次計画の記載に沿って修正</p> <p>【教育委員会】を追加</p> <p>【スポーツ・文化部、県民環境部】を追加</p>

現行計画	見直し案	備考
<p>ウ 学校へのチューター（講師、助言者）制度の導入（登録システム等）</p> <p>エ ボランティア活動や住民参加型のサービス展開が容易に行われるような基盤整備（拠点・情報・学習環境等の整備）や助成</p> <p>オ 社会参加活動を促進するための学習機会の提供</p> <p>カ 障がい者に配慮した教育の充実・推進及び障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保</p> <p>キ 高齢者や障がい者の活動の場を広げるための道路、駅等のバリアフリー化の促進</p> <p>ク 障がい者が社会生活に必要な各種の情報等を気軽に得られるようにするためのコミュニケーション確保対策の充実</p> <p>ケ 障がい者スポーツの振興</p> <p>コ 心のバリアを取り除くためのボランティア活動等を通じた障がい者との交流の促進</p> <p>サ 障がいのある男女それぞれのニーズに対応した地域生活支援体制整備及び自立・社会参加の促進</p> <p>シ 障がい者の社会的・経済的自立を促進するための職業訓練の実施</p> <p>ス 高齢者の見守り体制の整備</p> <p>セ 外国人女性が言語、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意し、情報提供や相談体制の整備</p> <p>ソ 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々について人権教育や啓発活動の促進</p>	<p>ウ 学校へのチューター（講師、助言者）制度の導入（登録システム等）</p> <p>エ ボランティア活動や住民参加型のサービス展開が容易に行われるような基盤整備（拠点・情報・学習環境等の整備）や助成</p> <p>オ 社会参加活動を促進するための学習機会の提供</p> <p>カ 障がい者に配慮した教育の充実・推進及び障がい者の適性と能力に応じた雇用の場の確保</p> <p>キ 高齢者や障がい者の活動の場を広げるための道路、駅等のバリアフリー化の促進</p> <p>ク 障がい者が社会生活に必要な各種の情報等を気軽に得られるようにするためのコミュニケーション確保対策の充実</p> <p>ケ 障がい者の<b>芸術文化活動</b>やスポーツの振興</p> <p>コ <b>様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の推進</b></p> <p>サ 障がいのある男女それぞれのニーズに対応した地域生活支援体制整備及び自立・社会参加の促進</p> <p>シ 障がい者の社会的・経済的自立を促進するための職業訓練の実施</p> <p>ス 高齢者の見守り体制の整備</p> <p>セ 外国人女性が言語、文化・価値観の違い、地域における孤立などの困難に加えて女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意し、情報提供や相談体制の整備</p> <p>ソ 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々について人権教育や啓発活動の促進</p>	<p>追記 修正</p>